

審査基準新旧対照表

旧	新
審 査 基 準 <u>令和4年5月13日</u>作成	審 査 基 準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法 令 名：道路交通法	法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の3第4項	根 拠 条 項：第99条の3第4項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合 以外の場合）	処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合 以外の場合）
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の3第4項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員 審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格 した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める 者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交 付等）	法 令 の 定 め：道路交通法第99条の3第4項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員 審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格 した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める 者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交 付等）
審 査 基 準：教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。	審 査 基 準：教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：12日間（行政庁の休日は含まない。）	標 準 処 理 期 間：12日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察本部運転免許試験課	申 請 先：警察本部運転免許試験課
<u>問 い 合 わ せ 先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）	<u>問 合 せ 先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）
備 考：	備 考：

別紙

福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の3第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

1 （略）

2 法第99条の3第4項第2号ハ関係

法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、道路交通法施行規則第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

別紙

福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の3第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

1 （略）

2 法第99条の3第4項第2号ハ関係

法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、道路交通法施行規則第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。